区民の声の公表【令和8年（2026年）8月受付分】

件名	区民の声（要旨）	区の回答（対応・考え方）	所管課	連絡先（電話、FAX）	受付日	関連情報
尾山台図書館の設備	Wi-Fi環境を改善してほしいです。 酷い場合には5分に1度ほどの頻度で切断され、Wi-Fiを再接続する必要があり、学習や調べものに利用できる状況ではありません。	本年度、区立図書館全館におけるWi-Fi環境改善工事を順次実施しており、尾山台図書館については秋頃に実施を予定しています。 工事の実施まで今しばらくお待ちください。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話　03-3429-1811 FAX　03-3429-7436	令和8年8月6日	
区立尾山台図書館における閉館案内の方法について（改善のお願い）	尾山台図書館を利用した際、閉館時刻の約5分前に、職員と思われる方が館内を巡回し、書架等を強く叩く音を伴いながら「閉館でーす」と声をかけて回っていました。 閉館予告は、館内放送または通常の声量による口頭案内（例：あと2分で閉館です）で行い、什器等を叩く方法は用いないこと。 予告時刻と文言、伝え方について、館内で共通の手順を定め、全職員に周知すること。 上記について、現場での実施状況を確認いただき、今後の対応方針をお示しください。	今後の閉館予告の案内は、口頭では行わず、閉館10分前に流れる館内放送のみでお知らせするよう、運用を統一するとともに、改めて尾山台図書館の全職員に対して手順を徹底するよう指示しました。 広く区民の方々が利用する施設として、今後も気持ち良くご利用いただけるよう、心がけていきます。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話　03-3429-1811 FAX　03-3429-7436	令和8年8月6日	
定期接種ワクチンの「権利失効通知」について	世田谷区では、MRワクチン、BCGワクチン、女性を対象とするHPVワクチンについて、接種期限が近づいた未接種者に「権利失効通知」を送付していると承知しています。 しかし、現在の通知は行政上の正式な表現が多く、一般の区民にとって、何をいつまでに行う必要があるのか分かりにくい可能性があります。また、日本語を母語としない区民には、通知の内容が十分に伝わっていないことも考えられます。 そこで、以下について区の見解と今後の対応方針をお聞かせください。 1. 日本語を母語としない区民にも理解できるようにすること 主要な外国語による案内を併記する、または多言語の案内ページにつながる二次元コードを通知に掲載するなど、必要な情報へ確実に到達できる方法を整備してはいかがでしょうか。 2. HPVワクチン未接種者への積極的なアウトリーチを行うこと HPVワクチンは複数回の接種が必要であり、対象年齢や接種開始時期によっては、定期接種期間内に接種を完了できなくなる可能性があります。期限直前の一度だけではなく、未接種者に対して、例えば半年に一度程度の個別通知を行うなど、接種の機会を逃さないための継続的な働きかけを検討してはいかがでしょうか。 あわせて、次の点についても伺います。 ・現在の通知文について、区民が内容を理解できているか検証していますか。 ・通知後の接種率や予約件数などから、通知の効果を評価していますか。 ・通知の分かりやすさ、多言語対応、HPVワクチンの通知頻度を改善する予定はありますか。	世田谷区では、麻しん風しん混合（MR）ワクチン、BCGワクチン及びヒトパピローマウイルス感染症（HPV）ワクチンについて、接種期限が近付いた接種未完了者の方に対し、接種勧奨通知を送付しております。 1 日本語を母語としない区民への対応について 日本語を母語としない区民の方にも内容を正確にご理解いただけるよう、主要な外国語による案内の併記は、有効な方法の一つであると認識しています。 ただし、紙面スペースの都合上、通知の全文を複数の外国語で併記することは難しく、現状では区ホームページへ直接アクセスできる二次元コードを掲載し、ホームページの翻訳機能を利用することで、接種に関する必要な情報を確認していただくこととしています。 2 HPVワクチン未接種者への接種勧奨について HPVワクチンの接種勧奨については、高校1年生相当年齢の接種未完了者に対する個別通知を毎年7月末頃に送付するとともに、定期接種対象者全体に向けて毎年度末から年度初め頃に学校緊急連絡情報配信サービス「すぐーる」での配信を行うなど、接種機会の周知に努めております。 また、HPVワクチンは標準的な接種スケジュールにおいて、初回接種から接種完了まで約6か月を要します。このため、半年ごとに接種未完了者への接種勧奨を実施した場合、既に接種を開始した方や接種を完了した方にも重ねて通知が送付される可能性があり、対象者の混乱を招くおそれがございます。 現在も複数回の勧奨を実施しておりますが、今後も接種率の向上に向け、効果的な周知方法について検討してまいります。 3 通知文の理解度及び効果検証等について 通知文の内容に関する理解度調査等は実施しておりませんが、世田谷区予防接種コールセンターへの問い合わせ内容等を参考にしながら、必要な情報が分かりやすく伝わるよう努めております。また、通知発送後の医療機関における接種予約件数については把握しておりませんが、予診票の再発行依頼など接種に関する問い合わせや接種実績の増加が見られることから、接種勧奨には一定の効果があるものと認識しております。 なお、通知内容の分かりやすさ、多言語対応及び通知頻度については、現在の取組状況や実施効果等を踏まえ、総合的に検討してまいります。	世田谷保健所感染症対策課	電話 03-5432-2437 FAX 03-5432-3022	令和8年8月12日	
烏山中温水プールの水深について	烏山中学校温水プールは、一般開放時に水深1.1メートルで運用していますが、夏季の開放は子どもたちも使用しやすいよう、可動床を活用して水深90センチ程度で運用する期間を設けていただけないでしょうか。 近隣には千歳温水プールがありますが、小学校入学前から低学年の子どもにとっては、幼児用は浅すぎ、大人用は深すぎるように感じます。小学校でのプール授業は天候により回数が少ないため、区の施設で頻繁に練習したいと考えますが、交通機関を乗り継いで大蔵のプール等に出向くしかありません。玉川中学校温水プールでは、夏休み期間に水深を浅くする期間を設けているため、ぜひ烏山中学校でも同様の取組みを検討していただけないでしょうか。	烏山中学校温水プールを除く可動床を備えている区立中学校温水プールでは、時期や時間に応じて水深を変更して運営しておりますが、烏山中学校温水プールにおいては、可動床を備えているものの、年間を通して水深1.1mで運営しており、これまで水深を固定して運営してきたことについての経緯は確認できませんでした。 いただいたご意見を踏まえ、烏山中学校温水プールを管理する公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団に確認したところ、同施設においても、時期や時間に応じて水深を変更することについて、運営上問題がないことを確認できました。今後は、時期や時間に応じて水深を変更できるよう調整してまいります。 運用の開始時期などの詳細については、同財団のホームページでお知らせします。	学校教育部 地域学校連携課	電話 03-5432-2984 FAX 03-5432-3025	令和8年8月17日	
学習スペースを、学校に在籍していない若者にも開放すべきではないか	最近区では、中高生の学習スペースを増やす取り組みをしてくださっており、中高生の子がいる我が家では大変ありがたく、活用させていただいています。 ただ、平常時の学習スペース（夜の児童館など）にしても夏休み期間の開放にしても、学生向けと明記されており、学校に在籍せず学習している若者の利用は受け付けていないように見受けられます。例えば、高校卒業後の浪人生、高卒認定合格後に受験勉強をしている若者、あるいは中学卒業後無所属または高校中退などの理由で高卒認定合格を目指す若者は利用ができないということでしょうか。仮に、現在個別に相談があった場合、このような事情の若者も利用できているのかもしれないですが、もしそうであったとしても、区としては、学籍のない若者も利用ができる旨を明記して、スペースを開放すべきであると思います。 学習と関係のない目的での利用を防ぐためならば、たとえば本人を知る家族、以前在籍していた学校の先生、支援団体の関係者等に、この人は大学受験あるいは高卒認定合格などを目指して勉強中である旨、一筆書いてもらうなどの方法でよいのではないでしょうか。 学籍がない若者にもぜひ目を向けて、支援の範囲を広げていただきたいです。よろしくお願いします。	区では、中高生世代を中心とした学習環境の充実を図るため、児童館や区民センター、地区会館などの施設を活用し、学習スペースを提供しております。 区のホームページでもご案内しておりますのでご覧ください。 学校に在籍していない若者の利用についてですが、施設ごとに事業の目的や運営方法が異なります。 児童館の学習スペースについては、児童館事業の一環として実施していることから、中高生世代について児童館の利用対象者に準じた取扱いとしております。このため、学校への在籍状況にかかわらず、18歳未満の方であれば、中学卒業後に進学していない方や高校を中途退学された方などもご利用いただくことが可能です。一方で、18歳を超える方につきましては、施設の対象年齢外となることから、浪人生である場合を含め、当該学習スペースの対象外となります。児童館の学習スペースをご利用いただけない方には、図書館や青少年交流センターなど、19歳以降も利用可能な学習スペースをご案内しております。 また、保健医療福祉総合プラザ（うめとぴあ）の学習室については、施設の利用目的や運営上の観点から、対象者を小学5・6年生及び中高生世代としております。館内のカフェスペースは開館日の16時以降、無料利用の区民交流スペースとなりますので、学習スペースとしてご利用いただけます。 一方で、区民センターや地区会館等で実施している学習スペースについては、学籍の有無のみによって利用を制限するものではありませんが、各施設で利用時間等の運用が異なりますので、ご利用にあたっては各総合支所地域振興課へお問い合わせください。 利用できる方の範囲が分かりにくいとのご指摘については、利用を希望する若者が「学生向け」などの表記を理由に利用をためらうことのないよう、対象者の表記や案内方法を工夫する必要があると考えています。ご提案いただいた、家族や学校、支援団体等による確認を含む利用方法については、利用者の負担や公平性、個人情報への配慮、施設の運営体制などの課題もあるため、慎重に検討してまいります。	子ども・若者部 児童課	電話 03-5432-2306 FAX 03-5432-3016	令和8年8月17日	学習スペース
東棟屋上の風向風速計のデータ公開について	庁舎の東棟屋上に風向風速計が設置されているが、風向風速のデータを区ホームページ等でリアルタイムに公開することを提案します。風向は矢印、風速は強さによって数値を「安全＞危険」など色を変えることで、現在の気象、風向風速からみられる区内外の安全性を視覚的に確認・予測できるイメージです。生活に身近な情報の一つである風について、風向風速計で取得される情報を広く内外に公開すれば、平時でも洗濯物の乾く時間やベビーカーのカバーの利用等の判断材料になり、「身近に感じる、開かれた世田谷区」のイメージも微力ながら膨らむのではないかと思います。	区で収集する河川水位や雨量などの情報は、区ホームページ「世田谷区雨量・水位情報」で公開しているところですが、現状では風向風速の情報は公開されておりません。 計測した風向風速情報の公開にあたっては、区民サービスの向上効果やシステム改修に係る費用等を十分に検討する必要がありますが、いただいたご意見については、今後の気象情報提供や防災施策を検討する際の参考とさせていただきます。	危機管理部 災害対策課	電話 03-5432-2262 FAX 03-5432-3014	令和8年8月19日	
義務教育期間の教材費について	区立学校で必ず必要となる教科書や教材費の無償化を進めるよう要望します。 ドリル、副教材、実習に必要な費用など、物価上昇が続く中で、家計へ大きな負担になっています。	区では、この間、給食費の無償化などに取り組んでまいりましたが、限りある財源の中で、必要な方に必要な支援が届くよう、優先順位を見定めてまいります。教科書については、国公立・私立を問わず、すべての義務教育学校の児童・生徒に対して、国が費用を負担し、無償で支給されています。 なお、区では、就学援助制度において、所得要件はありますが、国公立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者を対象として、学用品費以外にも、移動教室費、修学旅行費、卒業アルバム費などの一部を支援しています。詳細は、関連情報の区ホームページ（ID:3112）をご覧ください。	学校教育部 学務課	電話 03-5432-2686 FAX 03-5432-3067	令和8年8月24日	就学援助費

件名	区民の声（要旨）	区の回答（対応・考え方）	所管課	連絡先 （電話、FAX）	受付日	関連情報
世田谷区の防災	世田谷区の街を歩いてみて、思った以上に防災について考えられていると実感しました。 防災についてのパンフレット類などがたくさん配布されていて、ペットを飼っている人や妊婦の人などさまざまな立場の人に見合ったもとを作成していたため、世田谷の防災に関する意識に感心しました。 また、どの場所にも掲示板や防災のマップがあり、住人同士が防災情報を共有できるような環境になっていて素晴らしいと思いましたし、公園や道に土嚢がおかれていたりなどそういった設備もあり、様々な設備があるところがすごいと思いました。 避難場所と指定されている駒沢公園に足を踏み入れたところ、周りにそこまで大きな建物がない避難場所に適した広場や災害が起きた時のための井戸やマンホール型のトイレなどの設備がされていてよく考えられているとここでも感心しました。 一方でこうしたらさらによくなるだろうと思った点もいくつかありましたため、紹介させていただきます。 世田谷の中にまんべんなく防災に関するマップがありましたが、20年以上前だったりなど古かったりしたものもあったため、アップデートしたマップを作るべきだと思いました。また、アップデートする際、どのマップも英語や点字など様々な立場の人のためのマップをつくったり、避難場所だけを掲載するのではなく、もし災害があったときにここの道が危険になるため、こっちの道を通るべきなどの避難所までの各地域の最適ルートみたいなものを掲載してもいいと思いました。 掲示板がたくさんあり、住民同士で防災の情報を共有できるのはいいと思いましたが、ここの掲示板はあるが、あそこの掲示板はないなど、不足していたところもあったため、どの掲示板も平等に情報を掲示するべきだと思いました。 今後の防災の参考にしていただければ幸いです。	この度は、防災に関するご意見をありがとうございます。今後の区政への参考とさせていただきます。 今後とも、区の災害対策事業にご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。	危機管理部 災害対策課	電話 03-5432-2262 FAX 03-5432-3014	令和8年8月24日	
防災無線について	8/23の地震後、防災無線が流れましたが、何を言っているのかさっぱりわかりませんでした。(当方三軒茶屋在住)SNS上でも世田谷区の防災無線の内容が聞き取れないとの声が散見されました。どんな場所でも聞こえるのように改善していただきたいです。インターネットを使ったお知らせもあるのは知っているのですが、地震直後は携帯会社によってはインターネットがつながりにくいこともありますし、停電が起きた場合、いざという時のために少しでもスマホの電池残量を温存しておきたいものです。世田谷のどこにいても防災無線がきちんと聞こえることは大切なことだと思います。	防災行政無線からの放送についてですが、防災行政無線塔からの距離や、天候、風向き、高層建築物の有無などの周辺環境により、聞こえやすさに地域差が出てしまう場合があるため、区では防災行政無線に加えて、様々なサービスにて災害情報の伝達に努めています。 例えば、防災行政無線塔の放送後24時間まで電話で放送内容を確認できる防災無線電話応答サービス(050−5536−6957)、区ホームページ、世田谷区防災ポータルサイト、災害・防犯情報メール配信サービス、X、エフエム世田谷(ラジオ)など、さまざまな手段で情報を発信し、災害時の情報をお届けいたしますので、ぜひご活用ください。	危機管理部 災害対策課	電話 03-5432-2262 FAX 03-5432-3014	令和8年8月24日	災害時の情報収集方法
緊急地震速報の放送について	8/23(日)午前2時頃起こった茨城震源の震度5弱の地震時、世田谷区では震度4でしたが、緊急地震速報の放送が外に鳴り響き、大変驚きました。 携帯電話からでなく、緊急地震速報の放送があることは初めて認識しました。そのメリットはなんでしょうか。 東日本大震災では津波の画像や携帯からの繰り返しの緊急地震速報の音によりPTSDを発症した方もいました。 過剰な警告はかえってパニックを引き起こすこともあるのではないでしょうか。 携帯にも緊急地震速報の機能はあるため、わざわざ放送することは全く必要ないと私自身は考えますが、震源で震度7などのまれな巨大地震ならまだ理解できなくはないです。震源で震度5程度で、この地震大国日本で放送まですする必要があるでしょうか。	緊急地震速報は、世田谷区内で観測された震度に関わらず、気象庁から東京都23区を対象として緊急地震速報が発表された場合に、自動的に防災行政無線から放送される仕組みです。 このため、今回の地震における、世田谷区内の震度は4でしたが、東京都23区に対して緊急地震速報が発表されたため、防災行政無線による放送が行われました。 また、緊急地震速報は携帯電話でも配信されますが、携帯電話を所持していない方や、受信できない状況の方もいらっしゃるため、防災行政無線は、そのような状況でも地域全体に一斉に情報を伝達するための重要な手段として運用しております。 今回の放送は、区民の皆様に速やかに情報をお伝えし、安全確保に繋げるためのものですので、ご理解いただけますと幸いです。	危機管理部 災害対策課	電話 03-5432-2262 FAX 03-5432-3014	令和8年8月24日	
信号の無い横断歩道に赤い表示をつけて欲しい	小学生の自由研究で、横断歩道を停止してくれた車のデータを集めたものがあるそうです。 岐阜県では、信号の無い横断歩道に赤いマークを付けた結果停止率が向上したようです。 是非世田谷区でも検討してください。	ご要望いただきました信号がない横断歩道手前におけるカラー舗装につきまして、交通管理者である警察署に相談しながら、他自治体の事例も研究の上、区における導入の可能性について検討してまいります。	土木部 工事第一課 工事第二課	工事第一課 電話 03-6432-7971 FAX 03-6432-7997 工事第二課 電話 03−6432−7976 FAX 03-6432-7997	令和8年8月31日	
水害時の自家用車の避難について	先日の千葉県の集中豪雨による都市型内水氾濫で、車の水没による被害が顕著になりました。しかし、区では人的避難場所については決まっていても、自家用車についての避難は決められていないように思われます。豪雨による水害時では車の運転を止めることが千葉の災害では教訓となりましたが、自家用車を水没から防ぐためにも、警戒レベルが高くなる前に高台に退避させることも必要だと考えられます。水が引いた後の交通の妨げを防ぐためにも、低い土地に居住している住民の自家用車を予め高台にある広い敷地、例えば学校の校庭などに駐車できるような運用を考察していただきたいです。	区では、風水害時に車のみを避難させる場所はありませんが、令和元年東日本台風以降、区民のみなさまが車で避難できる一時避難施設の確保に努めてまいりました。多摩川の氾濫が見込まれるような台風が接近することが想定される場合には、車で避難できる一時避難施設を開設します。一時避難施設は、区立公園のほか、民間施設も指定されています。一方で、小・中学校の校庭の活用については、車両乗り入れにより校庭の復旧が必要となり、学校運営上支障があるため、駐車場所として運用することは難しい状況です。 また、近年発生している局地的な集中豪雨においては、発生場所や規模の予測が難しく、浸水するまでの時間が非常に短いため、事前に車両を安全な場所へ移動させることは難しい状況が想定されます。さらに、区が車両の避難場所を開設することにより、かえって大雨の中での車両移動を促すことにつながるおそれもあります。昨今、車両の移動中に道路冠水やアンダーパス等低地での浸水に巻き込まれる事例が発生しており、人命に関わる危険があることから、集中豪雨時における車両の避難場所の開設は難しいと考えております。 いただいたご意見につきましては、今後の風水害対策を検討する際の参考とさせていただきます。	危機管理部 災害対策課	電話 03-5432-2262 FAX 03-5432-3014	令和8年8月31日	